

平成 20 年 11 月 4 日

株主および登録株式質権者 各位

香川県高松市松福町一丁目 15 番 10 号
南海プライウッド株式会社
代表取締役社長 丸山 徹

特別口座を開設する口座管理機関等の公告

当社は、「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構に対し、当社の普通株式をその振替業において取り扱うことに同意いたしました。

つきましては、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「決済合理化法」といいます。）附則第 8 条第 1 項の定めに基づき下記のとおり公告いたします。

記

1. 決済合理化法の施行日において、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）をご利用になっていない株式に係る株主および登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名または名称、ご所有の当社普通株式の株式数等決済合理化法附則第 8 条第 5 項に定める事項を機構に通知いたします。
2. 特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

大阪府中央区北浜二丁目 4 番 6 号
株式会社だいこう証券ビジネス

以上

注)

「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するため、発行会社（当社）が口座管理機関と契約して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。